

## 射水市フットボールセンター常設広告掲出要項

(趣旨)

第1条 この要項は、射水市フットボールセンター（以下「施設」という。）に設置する常設広告看板に掲出する広告（以下「常設広告」という。）の内容を適正に管理するため、射水市有料広告掲載要綱（平成19年射水市告示第37号。以下「要綱」という。）及び射水市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、施設の常設広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(常設広告の掲出単位及び規格等)

第2条 常設広告の掲出単位（以下「広告枠」という。）の素材、サイズ及び掲出可能な常設広告枠の数は次の表のとおりとする。

常設広告の素材	常設広告のサイズ	常設広告枠の数
テント生地	1,000mm×2,000mm (表面及び裏面に掲出可)	18

2 広告枠の配置及び広告番号は別表1のとおりとする。

3 常設広告看板の規格は、別表2のとおりとする。

(広告掲出の申込)

第3条 常設広告を掲出しようとする者（以下「広告主」という。）は射水市フットボールセンター広告掲出申請書（様式1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請において掲出希望する広告枠が重複した場合は、調整するものとし、調整が困難な場合は抽選により決定する。

3 市長は、前項により申請のあった広告掲出の可否について決定し、射水市フットボールセンター広告掲出承認・不承認決定通知書（様式2）により通知するものとする。

(広告の掲出期間)

第4条 広告枠に広告を掲出できる期間（以下「広告掲出期間」という。）は、広告掲出期間の開始日（以下「広告開始日」という。）の翌年3月31日までとする。

2 広告主は、広告掲出期間の終了日（以下「広告終了日」という。）を終了日の翌日から1年延長することができる。

3 広告掲出期間を延長または終了しようとする広告主は、広告終了日の90日前までに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手続きをしなければならない。

(1) 広告掲出期間の変更 射水市フットボールセンター広告掲出期間変更申請書（様式3）の提出

(2) 広告掲出期間の終了 広告掲出期間を終了することを市長に届け出る旨を記載した書面の提出

4 市長は、前項第1号の提出があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、射水市フットボールセンター広告掲出内容変更承認・不承認決定通知書（様式4）により

通知するものとする。

(広告掲出の内容)

第5条 広告主が掲出する広告の内容は、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 施設の機能又は利用を阻害しない形状であり、施設的美観を損なわないこと。
- (2) デザイン構成が、ストーリー性のある4コマ又は映像表示でないこと。
- (3) 絵柄及び文字が過密でないこと。

2 広告主が広告掲出期間中に広告内容を変更しようとするときは、射水市フットボールセンター広告掲出内容変更申込書(様式5)に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申込みがあった場合において、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、射水市フットボールセンター広告掲出期間変更承認・不承認決定通知書(様式6)により通知するものとする。

(広告掲出料)

第6条 広告掲出料は、1枠あたり年額300,000円とする。ただし、2枠以上掲出する場合にあっては、1枠あたり年額250,000円とする。なお、1年に満たない掲出期間の場合は、月割(1月に満たない掲出期間がある場合は1月とする。)で算出し、100円未満の端数は切り上げとする。

2 広告主は、広告掲出料を市長が指定する日までに納入しなければならない。

(広告の掲出方法)

第7条 広告主は、承認された内容で広告を作成し、広告掲出期間内に広告番号の位置に広告を設置するものとし、設置に係る作業工程については、市長と広告主で協議するものとする。

2 作成する広告は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 発光、蛍光及び反射効果(太陽光、照明等)を有する材料を使用しないこと。
- (2) 紫外線等により、文字、イラスト等が広告掲出期間中に劣化しない仕様であること。

(広告の撤去)

第8条 広告主は、広告終了日の90日前から広告終了日までの間に広告を撤去し、広告枠を原状に復ししなければならない。なお、撤去に係る作業工程については、市と広告主で協議するものとする。

2 市長は、広告主が設置した広告が、要綱第3条各号に該当する場合は、直ちに広告を撤去させるものとする。

(費用の負担)

第9条 次に掲げる費用は、広告主が負担する。

- (1) 広告枠に取り付ける広告の製作に要する費用
- (2) 広告の取付け、撤去及び維持補修(市の責めに帰すべき事由によるものを除く。)に要する費用

(原状回復)

第10条 広告の原状回復の費用負担については、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 広告主が故意に広告に損傷又は破損させたと市長が認めた又は、損傷又は破損等の原因が市の責任による場合を除いては、広告主の負担において原状回復する。
- (2) 前号に定める場合のほか、市長、広告主どちらかが原状回復を必要と認めたときは双方で協議し決定する。

(広告料の返還)

第11条 市長は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲出料を当該広告主に返還するものとする。この場合において還付する広告掲出料は、取消日の翌日以降掲出されなかった日数に応じ日割りにより算出した額とする。

(損害賠償)

第12条 市長は、次の期間において広告を行わないことにつき、損害賠償の責を負わないものとする。

- (1) 広告の掲出、撤去及び変更に要する期間
  - (2) 広告の原状回復及び維持管理に関する期間
- (その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、広告掲出の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要項は、令和3年11月8日から施行する。

別表 1

● 広告枠の配置



● 広告番号（広告枠内の数字）

北側コート

①	②	③
---	---	---

④	⑤	⑥
---	---	---

⑦	⑧	⑨
---	---	---

南側コート

⑩	⑪	⑫
---	---	---

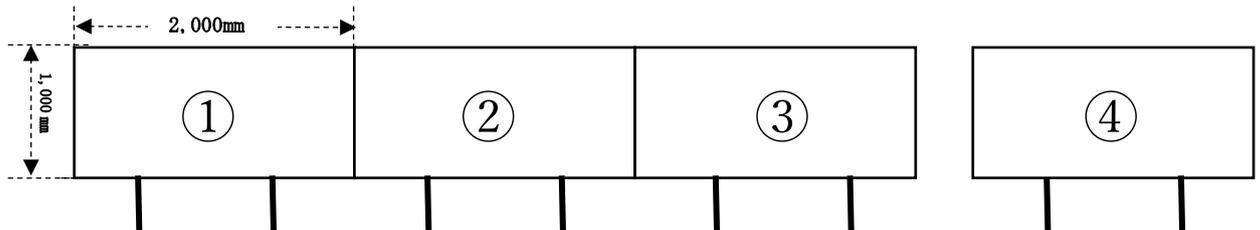
⑬	⑭	⑮
---	---	---

⑯	⑰	⑱
---	---	---

別表 2

● 広告看板の規格

- ・ 広告サイズ 縦 1,000mm×横 2,000mm (1 面)  
※縦 1,000mm×横 4,050mm (2 面連結)  
※縦 1,000mm×横 6,100mm (3 面連結)
- ・ 材 質 テント生地 (ターポリン・インクジェット仕上げ)
- ・ 加工方法 四方縫製アイレット加工 (ハトメ 150 ピッチ)
- ・ 制作経費 看板等の製作に要する費用並びに看板等の取り付け、撤去及び維持補修 (射水市の責めに帰すべき事由によるものを除く。)に要する費用は、広告主の負担となります。
- ・ 設置方法 広告幕をパイプ枠内側で四方仮固定します。広告幕を広げて本締めロープをパイプに編込んで取り付けてください。



様式1 (第3条関係)

射水市フットボールセンター広告掲出申請書

年 月 日

射水市長 あて

申請者 所在地  
名称  
代表者職氏名  
担当者氏名  
連絡先  
業 種

下記のとおり、広告の掲出を申請します。

記

掲出希望する広告枠 (複数希望可)	番
広告掲出期間	年 月 日から 年 月 日まで
広 告 内 容	(表示内容、規格、色等)
	※広告の見本を添付してください。
そ の 他	申請に当たっては、射水市フットボールセンター 常設広告掲出要項の内容を遵守します。

様式2（第3条関係）

射水市フットボールセンター広告掲出承認・不承認決定通知書

年 月 日

様

射水市長

年 月 日付けで申請のあった広告の掲出については、射水市フットボールセンター常設広告掲出要項第5条の規定により審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

記

決定内容	<input type="checkbox"/> 掲出可 <input type="checkbox"/> 掲出不可 掲出不可の理由
掲出場所	番
掲出期間	年 月 日から 年 月 日まで

広告掲出に当たっての留意事項

広告料	円
納付期限	年 月 日（納入通知書により納付）
備考	

様式3（第4条関係）

射水市フットボールセンター広告掲出期間変更申請書

年 月 日

射水市長 あて

申請者 所在地

名称

代表者職氏名

年 月 日付けで決定のありました射水市フットボールセンターへの広告の掲出期間を以下のとおり変更したいので、射水市フットボールセンター常設広告掲出要項第4条の規定により変更を申請します。

記

区分	変更前	変更後
広告掲出期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで

様式4（第4条関係）

射水市フットボールセンター広告掲出期間変更承認・不承認決定通知書

年 月 日

様

射水市長

年 月 日付けで申請のあった広告の掲出期間の変更については、承認・不承認しましたので通知します。

【承認内容】

区分	変更前	変更後
広告掲出期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで

【不承認理由】

--

様式5（第5条関係）

射水市フットボールセンター広告掲出内容変更申請書

年 月 日

射水市長 あて

申請者 住所（所在地） .....

氏名（名称） .....

年 月 日付けで決定のありました射水市フットボールセンターへの広告の掲出内容を以下のとおり変更したいので、射水市フットボールセンター常設広告掲出要項第5条の規定により申請します。

記

区分	変更前	変更後
広告掲出場所	番	番
掲出内容	(表示内容、規格、色等)	(表示内容、規格、色等)
	※広告の見本を添付してください。	※広告の見本を添付してください。

様式6（第5条関係）

射水市フットボールセンター広告掲出内容変更承認・不承認決定通知書

年 月 日

様

射水市長

年 月 日付けで申請のあった広告の掲出内容の変更については、承認・不承認しましたので通知します。

【承認内容】

広告掲出場所	番
掲 出 内 容	(表示内容、規格、色等)

【不承認理由】

--